

# 家畜衛生だより

置賜家畜保健衛生所  
置賜家畜衛生指導協会  
〒999-2232 南陽市三間通 444  
TEL 0238-43-3217  
FAX 0238-43-5249

R6-2 令和6年4月発行

## 抗菌剤の適正・慎重使用を徹底しましょう

### なぜ抗菌剤の適正・慎重使用が必要なのか？

#### ●薬剤耐性菌とは

- ・薬剤耐性菌とは、「抗菌剤が効かない細菌」です。
- ・薬剤耐性菌に人や動物が感染すると治療が困難になり、命を落とすこともあります。
- ・薬剤耐性菌は、抗菌剤の使い過ぎなどにより増加します。

#### ●薬剤耐性問題と畜産との関わりは？

- ・畜産分野において抗菌剤は、動物用医薬品や飼料添加物として使用されています。
- ・家畜への抗菌剤の使用により増加した薬剤耐性菌が、畜産物等を介して人に感染すると、治療を困難にすることが懸念されています。

### 畜産関係者が実施すべき対策は？

・生産者や獣医師をはじめとする畜産関係者は、薬剤耐性問題を理解し、「抗菌剤の適正・慎重使用」を徹底することが求められております。特に以下の4点につきまして取組をお願いします。

- ① 飼養衛生管理の徹底やワクチンの使用により感染症の発生を減らすことで、抗菌剤の使用機会を減らすこと。
- ② 抗菌剤の予防的投与を自粛し、使用を真に必要な場合に限定すること。
- ③ フルオキノロン系および第三世代セファロスポリン系等の薬剤は第一次選択薬が無効の場合のみ第二次選択薬として使用すること。
- ④ 投薬履歴の記録を3年間保存すること。



畜産関係者の皆様の、御理解とご協力を引き続きお願いいたします

家畜に異状を認めた場合は家畜保健衛生所に直ちに通報願います！

0238-43-3217 または 080-1840-0705

(24時間対応)